

【申請者の収入の状況について】 【1】または【2】の該当する□に✓点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	【1】生活保護(生業扶助) 受給世帯
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。（生活保護法第36条の規定による生業扶助受給証明書（様式9） ※4月1日現在の受給証明書を提出してください。）	

<input type="checkbox"/>	【2】都道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（ア）～（エ）をご記入ください。
次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。（県内の学校に通われている方は、省略できます。（ウ）より確認ください。）	
（ア）該当する□に✓点を付けてください。【1】生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、（ア）～（エ）は記入不要です。	

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者（父または母）1名分 （一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者を除く。） ◎必ず理由に✓点をつけてください。 （理由） <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合 ※親権者が2名の方は、必ず①の2名分に✓点と県外の学校の方は、2名分のマイナンバーのコピーを提出してください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（複数の場合は全員分） ※法人である未成年後見人又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない、又は成人の生徒で主たる生計維持者が存在する場合等。
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合。 （成人の生徒である場合も含む。）

（イ）個人番号カードの写し等を添付する保護者等を記入してください。

フリガナ	生徒との続柄	フリガナ	生徒との続柄
氏名		氏名	
生年月日	(西暦) 年 月 日	生年月日	(西暦) 年 月 日
昨年1月1日の住所	都道府県 市区町村 <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない	昨年1月1日の住所	都道府県 市区町村 <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない

（ウ）上記保護者等の提出書類の確認をお願いします。該当する□に✓点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	県内の学校	個人番号カードの写し等の提出は、省略します。（就学支援金申請時に提出済み）	<input type="checkbox"/>	県外の学校	以下の書類を提出します。 ・保護者等全員分の個人番号カードの写し等 ・本人確認書類（写真付き身分証明書）の写し
--------------------------	--------------	---------------------------------------	--------------------------	--------------	---

（エ）次の内容を確認の上、□に✓点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業の扶助は、受給していません。
--------------------------	---

★制服再購入加算受給申請（該当者のみ）

<input type="checkbox"/>	災害等により着用を義務付けられている対象生徒の制服が喪失・毀損したため、制服の再購入が必要である場合における加算の受給を申請をします。	【必要書類】 ① 罹災証明書等 （令和6年能登半島地震被災は不要） ② 制服の再購入に係る誓約書・証明書（様式10）
認定基準日	令和 年 月 日	※認定基準日とは、申請のあった翌月の1日となります。（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）

【留意事項】

- ・2校以上の学校に在籍している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- ・偽り、その他不正な手段による申請により給付決定を受けた時は、支給された給付金の全額を即時返還していただきます。また、返還期日の翌日から返還の日までの期間について違約金が課されます。